

砥部町公共施設照明 LED 化業務仕様書

1 業務名称

砥部町公共施設照明 LED 化業務

2 業務目的

脱炭素社会の実現に向け、町内公共施設における照明器具の LED 化を進めることで、行政運営における温室効果ガス排出量及び消費電力の削減を図ることを目的とする。

3 業務期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 19 年 3 月 31 日まで

〔調査・施工：令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日〕
〔維持管理：令和 9 年 4 月 1 日から令和 19 年 3 月 31 日〕

4 業務対象施設

本町の指定する公共施設（別紙 1「対象施設一覧」のとおり）

5 業務内容

本業務は、公共施設の既設照明器具を LED 照明器具に更新するにあたり、自ら行った提案を基に、現地調査、施工、維持管理等を含んだリース方式とし、本町と合意した内容で実施すること。

なお、対象となる LED 照明器具については、リース期間終了後、本町に無償譲渡すること。

(1) 調査

- ①現地調査について、施設内の既設照明器具の位置・器具種別・灯数・消費電力等を把握すること。
- ②現地調査後、施設毎に、使用機器提案書、施工・廃棄計画書及び検査計画書を作成し、本町の承認を受けること。また、更新に際して見込まれる省エネの効果についての資料も併せて提出すること。

(2) 施工

- ①建築基準法、電気事業法、電気用品安全法、電気工事士法、消防法、労働安全衛生法、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律、大気汚染防止法、建設業法等関係法令等を遵守すること。また、工事に当たっては、以下の基準に準拠して施工すること。ただし、準拠できないなど特別な事情が生じた場合は、別途協議により決定する。

ア 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和 7 年度版）

イ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（令和 7 年度版）

ウ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和 7 年度版）

- ②交換後の LED 照明を安全に使用できる状態にすること。なお、LED 照明を安全に通常使用するた

め必要な部品や消耗品は、全て事業者の負担で用意すること。

- ③作業に当たり必要な場合は、事業者の負担において劣化したソケット支持金具、電線等の交換を実施し、作業後、安全に使用できるように設置すること。また、器具交換等により生じた隙間等は、コーキング材等で適切に処置すること。
- ④作業時の安全管理に十分配慮するとともに、施工時は施設の構造、設備等に損害を与えないよう必要な養生を行うこと。また、施設職員、利用者、関係者及び第三者に危険を生じないよう最大限配慮するとともに、騒音、振動等についても十分な配慮をすること。
- ⑤施工前及び施工後の写真を撮影すること。
- ⑥施工に伴い不要となった既存の安定器は撤去し、配線は適切に結線すること。不要となった既存蛍光灯、撤去した既存器具等は、事業者の負担で全て敷地外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令を遵守の上、適正に処分すること。
- ⑦アスベスト調査が必要と判断される場合は、事業者の負担により調査を実施すること。また、照明の交換に当たり、アスベストの除去が必要な場合は、当該照明の交換を中止し、速やかに本町に報告すること。なお、アスベスト除去に係る費用は本町負担とする。
- ⑧電動昇降装置が付いている照明については、電動昇降装置を撤去し、電動昇降装置の付いていない照明器具と交換することを原則とする。
- ⑨PCB が使用されている照明器具を発見した場合は、本町の指示に従うものとする。なお、PCB の処理に係る費用は本町の負担とする。
- ⑩施工前及び施工後に、照度測定を実施し、その結果を報告すること。測定点等については、本町と協議の上、決定すること。また、教室及びそれに準ずる場所の照度は 300 ルクスを下限とするが、500 ルクス以上が望ましい。500 ルクスを満たさない場所については、対応を本町と別途協議することとする。
- ⑪施工前及び施工後に、既存分電盤の分岐回路ごとの絶縁測定を実施し、その結果を報告すること。絶縁測定において異常が検出された場合は、速やかに本町に報告すること。
- ⑫作業足場は事業者の負担とし、法令等に基づき、適切な設置管理を行うこと。
- ⑬LED 照明の設置後は、必ず施設管理職員に立会いを求め、業務の完了確認を行うこと。
- ⑭設置作業に使用する材料は全て新品とすること。
- ⑮設置作業に当たっての安全管理については、関係法令に従い事業者の負担で安全確保に必要な措置を講じること。また、設置作業により生じた施設設備、電気機器等への不具合や事故については、事業者の負担により対処すること。
- ⑯停電等、運営上必要な機能を停止する場合は、事前に監督職員及び施設管理者と調整し、事故及び紛争等を防止すること。
- ⑰搬出入経路については、施設管理運営上の支障に留意し、監督職員及び施設管理者の承諾を得ること。
- ⑱撤去した既存照明器具、安定器、ランプ等の取り扱いについては、事業者にて、関係法令を遵守した上で処分するものとする。また、撤去した照明器具等の廃棄物マニフェストを提出すること。
- ⑲事業者は、LED 照明の設置完了後に速やかに施設ごとに自主検査を行い、必要な性能が確保されていることを確認すること。
- ⑳事業者は、施設ごとの自主検査の結果を本町に報告すること。自主検査項目は、点灯確認、外観

確認、設置状況確認、照度測定結果、絶縁測定結果等を含むものとする。本町は報告の受領後、必要に応じて現場の確認を行う。

②①⑨又は②⑩の確認の結果、不具合が発見された場合は、事業者の負担と責任において、LED 照明及び周辺機器が正常に動作するよう、必要な調整作業を実施すること。

②LED 照明化に当たり消防署等への届出が必要な場合は、本町に情報提供の上、必要な届出を行うこと。

②LED 照明の設置完了後の検査時又は検査後において、未施工の照明が残存していることが判明した場合は、事業者の責において施工すること。

(3) 維持管理

①事業者は、維持管理等計画書を作成し、本町の上承を受けること。

②本町からの修繕依頼にもとづき、本設備の調査・修繕を行うこと。

③照明器具に関する本町からの連絡に対して対象器具の特定が行えるよう設置箇所図作成等による管理体制を整備すること。

④本町からの連絡受付体制を整備するものとし、本町からの修繕依頼を受け付けること。なお、連絡を受けた時は 3 日以内（土日祝日及び閉庁日を除く）に状況を確認し、その結果修繕等が必要な場合は速やかに実施すること。

⑤費用負担について

ア 事業者が費用負担する場合

- ・本設備の製品としての不具合による故障
- ・本設備の取付け、施工不具合による故障
- ・動産総合保険の適用範囲（火災、落雷、破裂、爆発、風災、盗難、破損、雪害、いたずら、車両の接触・衝突）の事象による損害

イ 本町が費用負担する場合

- ・対象施設での清掃・設備保守等で本町又は本町の依頼による作業者の責による損害
- ・動産総合保険の適用範囲外による損害

ウ 上記ア及びイ以外に起因する損害については本町と事業者の協議によりその費用負担を決定する。

⑥本設備について、事業者の負担により動産総合保険に加入すること。

⑦既設の LED 照明についても、維持管理を実施すること。

⑧修繕対応の実績を定期的に報告すること。

6 提出書類

施工完了後に以下の書類、図面等を本町に 2 部提出すること。

- ・詳細設計に係る平面図及び設備仕様書
- ・施工前及び施工後の写真（データ提出は完全版とし、書類提出はダイジェスト版とする）
- ・施工前及び施工後の照度測定結果
- ・施工前及び施工後の絶縁測定結果
- ・設置完了に係る自主検査結果
- ・竣工後の平面図及び設備仕様書

- ・産業廃棄物を適正に処理したことがわかる書類の写し
- ・打合せ記録書
- ・上記各電子データ 1 式

7 機器仕様

本事業で使用する照明器具の条件は下記内容を満たすものとする。

①構造・規格等

- ア LED 照明器具及び付属部品等は新品であること。LED 照明器具は、ランプのみの交換ではなく器具ごと交換とすること。
- イ 交換する器具は原則既存器具と同形状、同構造のものとする。また、設置の際に、天井に隙間等が生じないように処置すること。可能な限り、既設照明器具の取付跡が見えないよう配慮すること。
- ウ 一般社団法人日本照明工業会に加盟する国内メーカーの製品であること。
- エ 使用する主要器具は、JIL5004「公共施設用照明器具」の「ベースライト型」「ダウンライト型」「高天井型」すべてに登録対応機種をもつメーカーの製品とすること。
- オ LED 照明器具のメーカーは原則統一すること。ただし、一つのメーカーが使用を想定しているすべての種類の照明器具を製造していない場合があることから、設置する照明器具は、複数のメーカーの製品を組み合わせることも可能とする。なお、後年度に保守管理が混乱しないように、照明器具の種類（ベースライト、ダウンライト、屋外照明、高天井照明、非常照明、誘導灯等）ごとに同一メーカーの製品でまとめることとする。
- カ ISO9001、ISO14001 の認証取得工場で製造していること。
- キ 電気用品安全法（PSE）に適合していること。
- ク 本事業に関連する JIS（日本産業規格）、JIL・JEL・JLMA（日本照明工業会）、各種ガイドライン等の各種規格に適合するもの又は同等以上のものであること。
- ケ 電線や吊りボルトなど既存流用部分が劣化しており、十分耐えうるものではない場合は、本町と協議のうえ、交換又は補強等の安全性を確保する対策を講じること。
- コ LED 化による照明機器からの雑音ほか、映像・音響機器等への影響を与えない対策を施すこと。
- サ 各施設とも各階にある既存操作盤（スイッチ）で操作できるようにすること。

②性能等

- ア LED の寿命は 40,000 時間以上の製品とすること。
- イ 外部に設置する LED 照明器具については、適切な防水性、耐候性、耐食性を有すること。
- ウ 照度は、教室及びそれに準ずる場所は下限を 300 ルクスとするが、500 ルクス以上が望ましい。500 ルクスに満たない場合は、対応を本町と別途協議すること。また、それ以外の場所は、原則、既存照明と同等とすること。
- エ 色温度及び平均演色評価数（Ra）は、原則、既存の照明器具と同等とすること。
- オ 既設照明に付属機器及び自動点灯機能等がある場合は、交換する LED 器具も同様に付属機器及び自動点灯機能等を備えること。
- カ 教室及びそれに準ずる場所の照明は、学校教室用器具とすること。

提出書類等一覧

	提出書類	期日	備考
①	使用機器提案書	調査後	
②	施工・廃棄計画書	調査後	
③	検査計画書	調査後	
④	見込まれる省エネ効果	調査後	
⑤	廃棄物マニフェスト	施工完了時	
⑥	詳細設計に係る平面図及び設備仕様書	施工完了時	
⑦	施工前及び施工後の写真	施工完了時	データ提出は完全版とし、書類提出はダイジェスト版とする
⑧	施工前及び施工後の照度測定結果	施工完了時	
⑨	施工前及び施工後の絶縁測定結果	施工完了時	
⑩	設置完了に係る自主検査結果	施工完了時	
⑪	竣工後の平面図及び設備仕様書	施工完了時	
⑫	打合せ記録書	施工完了時	
⑬	上記各電子データ（⑤～⑫）	施工完了時	CD-R 等
⑭	維持管理等計画書	維持管理前	
⑮	設置箇所図	維持管理前	
⑯	連絡受付体制表	維持管理前	
⑰	本町が必要と認める資料等	随時	

(別紙 1) 対象施設一覧

No.	施設名	延床面積 (㎡)	No.	施設名	延床面積 (㎡)
1	高齢者生活福祉センター (1 階)	1,080	36	町営住宅西団地	229
2	生活支援ハウス (2 階)		37	特定公共賃貸住宅東団地	229
3	老人福祉センター	496	38	後継者住宅平団地	487
4	広田老人憩いの家	226	39	後継者高市団地	494
5	老人生きがいの家	218	40	後継者大内野団地	162
6	広田保育所	206	41	単身者住宅久保団地	341
7	砥部認定こども園	1,075	42	若者定住促進住宅藤ノ瀬団地	370
8	宮内幼稚園	489	43	浄化センター	3,155
9	麻生小学校放課後児童クラブ	204	44	麻生小学校 校舎	4,681
10	宮内小学校放課後児童クラブ	93	45	麻生小学校 体育館	997
11	砥部小学校放課後児童クラブ	81	46	宮内小学校 校舎	4,000
12	砥部児童館	217	47	砥部小学校 校舎	3,254
13	美化センター	2,483	48	砥部小学校 体育館	945
14	千里埋立処分場	111	49	広田小学校 校舎	1,441
15	こぶし食堂	63	50	広田小学校 体育館	830
16	ふるさと生活館	208	51	砥部中学校 武道場	1,040
17	砥部焼伝統産業会館	1,392	52	ひろた交流センター	1,052
18	陶芸創作館	472	53	千里地区公民館	354
19	峡の館	325	54	坂村真民記念館	641
20	農村工芸体験館	279	55	文化会館・図書館	5,392
21	交流ふるさと研修の宿	640	56	陶街道ゆとり公園管理事務所	195
22	イベント広場	-	57	陶街道ゆとり公園体育館	3,979
23	金毘羅山公園	-	58	陶街道ゆとり公園グラウンド照明	-
24	銚子ダム公園	-	59	田ノ浦町民広場グラウンド照明	-
25	赤坂泉公園	-	60	大南町民グラウンド照明	-
26	衝上断層公園	-	61	ひろた町民グラウンド照明	-
27	長曽池公園	-	62	麻生小学校グラウンド照明	-
28	町営住宅宮内団地	1,295	63	宮内小学校グラウンド照明	-
29	町営住宅北川毛団地	979	64	砥部小学校グラウンド照明	-
30	町営住宅大南団地	1,223	65	砥部中学校グラウンド照明	-
31	町営住宅五本松団地	932	66	玉谷町民体育館	604
32	町営住宅川下団地	632	67	高市町民体育館	604
33	町営住宅川下第 2 団地	371			
34	町営住宅玉谷団地	216			
35	町営住宅東団地	226			